

平成28年12月1日

建設工事における前払金の使途拡大について

平成28年5月27日付けで地方自治法施行規則の一部が改正され、公共工事に係る前払金の使途が拡大されました。これに伴い、本市水道局発注の工事における取扱いを次のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 使途拡大の内容

現在の使途に、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）を追加します。

2 適用対象

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

既に請負契約を締結している工事の前払金について、上記1のとおり使途の拡大を希望する場合は、別紙「前払金の使途拡大に係る協議書」により施行担当課の監督員と協議を行ってください。その後、水道総務課で変更契約の手続きを行います。

問合せ先

水道総務課庶務係

電話086-426-3655